

自然災害で被災されたとき

当健保では厚生労働省からの通知に基づき、台風・豪雨・地震等による大規模な災害で災害救助法の指定を受けた地域に在住する方を対象に、医療機関で受診した際に窓口で支払う一部負担金等の徴収の猶予及び減免を行っております。

【対象となる市町村】

減免等の対象となる災害は「内閣府・防災情報のページ」の「災害救助法の適用状況」でご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

【対象となる被災】

原則として下記のいずれかに該当する場合

- ①住居が全半壊（全半焼）又はこれに準ずる被災
- ②被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ③被保険者の行方が不明である状態

【申請方法】

「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）申請書」に必要事項記入の上、下記添付書類を添えて当健保にお送りください。

【添付書類】

原則として下記のいずれかに該当する場合。

1. 対象となる被災が上記①の場合、市区町村長又は消防署長の発行する「罹（り）災証明書」（写し）を添付してください。

「罹（り）災証明書」の交付を受けることが困難な場合は、仮設住居入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊もしくは全半焼を前提条件とする契約に係る書類の写しを添付してください。

2. 対象となる被災が上記②の場合、罹（り）災により1カ月以上の治療を要する旨を記載した医師の診断書（写し）を添付してください。

3. 対象となる被災が上記③の場合、警察に行方不明者の届出をしていることが確認できる書類（警察に提出した行方不明の届出の写し等）を添付してください。

【措置内容について】

一部負担金等の減額・免除・徴収猶予の区分については被災状況等を勘案し当組合で決定通知します。

【申請書類等送付先】

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館10階 東宝健康保険組合

申請書が当健保に到達し審査後に一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）証明書を送付させていただきます。

【注意事項】

次に記載する一部負担金等は免除等の対象外です。

- ①入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、差額ベッド代
- ②柔道整復師、あん摩マッサージ、はり灸師による施術等の療養費に係る一部負担金相当額

【すでに医療機関等で一部負担金等を支払っている場合について】

「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）」証明書がお手元に届くまでに医療機関を受診され、一部負担金等をお支払いされた場合、「一部負担金等還付申請書」を当健保にご提出いただくことで、還付の手続きをいたします。

添付書類（下記2点）

1. 保険医療機関が発行した領収書（**原本**）
2. 罹（り）災証明書（写し）

お問い合わせ 東宝健康保険組合 TEL 03-3212-8400